

●研究評価の在り方検討委員会設置要綱

平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会決定

改正 平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定

改正 平成19年10月10日日本学術会議第43回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、研究分野毎の評価を実施する評価機関及び基礎研究評価の在り方について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成19年12月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年10月10日日本学術会議第43回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。